

設置の趣旨等を記載した書類

目次

①	設置の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
②	研究科、専攻の名称及び学位の名称・・・・・・・・	P6
③	教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・	P6
④	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・	P11
⑤	基礎となる修士課程との関係・・・・・・・・	P17
⑥	「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施・・・	P18
⑦	入試選抜の概要・・・・・・・・	P21
⑧	教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・	P23
⑨	研究の実施についての考え方、体制、取り組み・・・	P25
⑩	施設、設備等の整備計画・・・・・・・・	P27
⑪	管理運営及び事務組織・・・・・・・・	P29
⑫	自己点検・評価・・・・・・・・	P30
⑬	情報の公表・・・・・・・・	P31
⑭	教育内容等の改善のための組織的な研修等・・・・・・・・	P34

① 設置の趣旨及び必要性

1. 設置の趣旨

本学は、平成 26（2014）年 4 月に京都市立看護短期大学の教育資産を承継して 4 年制大学の京都看護大学看護学部看護学科として開学した。その京都市立看護短期大学は、昭和 25（1950）年創立の京都市高等看護学院を前身とし、昭和 29（1954）年に公立初の短期大学となっている。前身の京都市高等看護学院から現在令和 5（2023）年に至るまで、京都の地で 73 年間看護職者を専門に養成する教育機関として、卒業生は京都市内はもとより、近畿地区及び全国の医療機関に従事している。本学は、「明德・格物致知の実践」を建学の精神とし、外界・他者に向けた関心、気遣い、思いやりといった心象の発現を「いつくしみ」という言葉で表し、智、人、命をいつくしむ力を育て、鍛えることを教育理念としており、平成 30（2018）年 4 月には、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を設置し、高度専門職業人養成機関として新たなステップを踏みだし、看護の専門性をより発揮できる看護職と、地域包括ケアシステム構築・推進の要となり保健行政において健康政策の提言およびその政策化ができる保健師の育成を行ってきた。

近年、自然災害や新興感染症、戦争などの様々な問題は、世界の人々の命・暮らし・尊厳に大きな影響を与えおり、人々の健康問題とヘルスケアニーズは急速に複雑化・多様化し、ローカルな健康課題の解決においてもグローバルな視点で洞察し、創造的に解決策を見出していくことが必要となっている。この、急激な転換期を迎えた現代社会において、人々の健康・生活・環境の向上を支援し QOL の向上に貢献するためには、看護学の発展を先導する研究を高い倫理観をもって創造的・論理的に行うことで、専門性の高い看護を提供し医療・介護・福祉の分野において重要な役割を果たす看護職者を育成する教育研究者が必要である。

今回、看護学の高等教育研究機関としての体制を整え、社会の付託に的確に応え、社会の発展に貢献するため、本学看護学研究科修士課程の「看護の智探究領域」と「地域生活支援探究領域」を深化・統合させ、「看護学発展領域」の博士後期課程を設置し、看護学教育研究者を育成する。

2. 設置の必要性

1) 看護学教育研究者の育成の必要性

「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会）【資料 1-1】において、

大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学

教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という四つの人材養成機能を担っており、高等教育の中でもとりわけ知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在である。特に、博士課程においては、新たな知の創造と活用を主導し、今後の社会を牽引する高度な「知のプロフェッショナル」の養成が求められている。

と述べられており、社会変化に対応するための「知のプロフェッショナル」育成を大学院が中心的に担うことが示され、四つの人材養成の一つに「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」の必要性を示している。

看護系大学教員の育成については、平成 23（2011）年 3 月 11 日の文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」最終報告【資料 1-2】において、大学院で養成が期待される人材として「教育者、研究者、高度専門職業人」としている（p5）。また、「看護系大学が急激に増えたことによる教員の不足傾向や、博士課程に在学しながら教育にたずさわる教員が他分野と比較して多い等の現状もある中、高度専門職業人養成だけではなく、研究者や教育者の養成の充実も喫緊の課題である。」とも指摘している（p6）。特に、博士課程教育の充実（p19）では、「教育者、研究者養成において、博士後期課程の充実はきわめて重要である。」ともしている。

一方、私立看護系大学協会発行の「看護系大学に関する実態調査」【資料 1-3】の「看護教員の未充足数」は国立・公立・私立大学全体で、平成 29（2017）年度 248 名から令和 3（2021）年度 333 名の間、未充足は 85 名（134%）増となっており、設置者別の内訳では未充足数は、国立が 20 名増加、公立が 31 名増加、私立大学が 34 名増加となっている。

平成 23（2011）年に「研究者や教育者の養成の充実も喫緊の課題」とされながら、10 年が経過した令和 3（2021）年においても未充足数は増加傾向にあり、中でも私立大学の看護学教員の未充足数が大きく増加していることが判る。

なお、日本看護系大学協議会の実施した「看護系大学の教育等に関する実態調査」【資料 1-4】における「表 1－6 最上位取得学位名称別教員数」の 2020 年度（2021 年度実施）分析によると、

教員の最終修得学位は、博士が 2018 年度 2,945 名（34.2%）→2019 年度 3,191 名（35.4%）→2020 年度 3,314 名（35.9%）→2021 年度 3,471 名（37.3%）、修士が 4,856 名（56.5%）→5,038 名（55.9%）→5,156 名（55.9%）→5,126 名（55.1%）と、博士取得者の割合が微増傾向にあった。」と分析されている。また、「2021 年度を設置者主体別でみると、国立大学では博士が 55.6%、修士が 39.9%、公立大学では、博士が 41.5%、修士が 52.1%、私立大学では博士が 32.9%、修士が 58.7%であり、博士を持つ教員は国立大学、公立大学の順で多かった。

としている。国立では1/2以上の教員が博士号取得者で、私立の教員の博士号取得者は1/3以下の水準となっている。また、同調査の「2017年度状況調査」でも

「設置者主体別でみると、国立大学では博士が52.1%、修士が43.0%、公立大学では、博士が35.1%、修士が54.8%、私立大学では博士が28.1%、修士が61.2%であった。」と分析されている。博士を持つ教員は国立大学、公立大学の順で多く、国立と私立との差は、2017年度から変わることなく続いている。

以上の事から、看護学教育研究者の養成は急務であり、大学における看護学教員の充足、並びに私立大学教員の博士号取得者を増加させることは喫緊の課題であると考え、本学大学院修士課程を博士前期・後期課程に課程変更してこれに対応する。

2) 地域における設置の必要性

前述の通り、看護系大学における看護学教員の未充足並びに博士号取得者の増加促進は全国的な喫緊の課題となっているが、本学が位置する京都府においても同様の課題を抱えている。京都府内9つの看護系大学の内、看護系博士後期課程を設置する大学は国立1校、公立1校、私立2校であるが、国立大学法人の京都大学は医学研究科に属し多様なコースを設置しているため、看護学に限定した博士後期課程は3研究科・入学定員合計9名であり十分な数とはいえず、慢性的な看護教員不足が起こっている【資料1-5】。前身の京都市高等看護学院（昭和25年創立）から数えると70年以上に渡る歴史を持ち、京都市立看護短期大学の教育資産を承継した本学が看護学の教育研究者養成に取り組む意義は非常に大きいと考える。

また、京都府が令和3年9月に作成した京都府夢実現プラン「京都府総合計画」将来構想（中間案）【資料1-6】においては、京都府がめざすべき「8つのビジョン」を定められており、その中でも第1に「安心できる健康・医療・福祉の実現」を掲げ、人口減少、超高齢化が進展する中、医療・介護・福祉の連携による地域包括ケア体制を強化することを目標としている。

京都市の平成25年3月「京都市民健康づくりプラン（第2次）」【資料1-7】においても、高齢化の進展や生活習慣病の増加が指摘されており、全体目標である「京都市民の健康寿命を延伸し、平均寿命に近づける」を達成するための推進施策の一つに「関係機関等との連携による健康づくり事業の推進」が設定され、具体的な取組例として「大学と連携した健康づくりの取組の推進」が挙げられている。

京都府・京都市における課題の解決や目標達成には、課題へのソリューションを提供する「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」と、専門性の高い看護を提供し、医療・介護・福祉の分野において重要な役割を果たす看護職者の育成を行う「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」が不可欠であり、これらの機能を担う博士後期課程設置が必要であると考えられる。

3. 養成する人材像【資料 1-8】

本学看護学研究科博士課程で養成する人材像は、グローバルで豊かな学識をもち、創造的に自立して研究活動を行い、エビデンスに基づいた看護の智と実践を創出することにより、地域の人々の健康・生活・環境の向上を支援し、本学の教育理念に根付いた「いつくしむ力」をもって看護学の発展を国内外で推進する教育研究者である。

4. ディプロマポリシー（学位授与方針）

次のとおりディプロマポリシーを定め、修了に必要な単位を修得し、かつ研究指導を受けたうえで学位論文の審査および最終試験に合格した者に博士（看護学）の学位を授与する。

- ① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、その成果を国内外に発信できる
- ② 看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させ、解決策を創出できる
- ③ 多角的視点から看護現象や課題を考究し、自立した研究活動ができ、看護教育・看護実践に還元できる

5. カリキュラムポリシー

本学博士課程のディプロマポリシーを踏まえて、次のとおりカリキュラムポリシーを定める。

- ① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる科目を配置する
- ② 看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるために、解決策を創出するために必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する科目を配置する
- ③ 自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する為に必要な知識と技能を育成する科目を配置する

6. アドミッションポリシー

本学の建学の精神および教育目的を基に、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの教育目標の達成のために、入学者に求める能力や資質を次のとおり定める。

- ① 看護学を発展させ人々に最善の利益をもたらすために、国内外において貢献しようとする意思を有する者
- ② 人々の健康・生活向上および看護学の発展に繋がる看護学の専門的知識と論理的思考を有する者

- ③ 看護実践における様々な現象を見極めるために教育と研究の推進に必要な基礎的研究能力を有する者

② 研究科、専攻の名称及び学位の名称

現在修士課程は、「看護の智探究領域」と「地域生活支援探究領域」の2つの領域および、「地域生活支援探究領域」の「保健師コース」から構成されている。この修士課程の上位に位置する博士後期課程は、看護学の教育研究・実践が発展していくことに寄与する人材育成を目指し、「看護学発展領域」の1領域で構成する。また、本博士後期課程の設置に合わせ、既存の修士課程を博士課程（前期）に課程変更（届出）を行い、前期2年・後期3年の区分制の博士課程とする。本研究科、専攻及び課程は、看護学を中心とした教育研究を推進する教育課程であるため、本研究科、専攻の名称及び学位の名称は以下の通りとする。また、英訳名称についても、国際的な通用性に留意し、以下の通りとする。

- ① 研究科の名称： 看護学研究科
英訳名称： Graduate School of Nursing
- ② 専攻の名称： 看護学専攻
英訳名称： Doctor Program in Nursing
- ③ 学位の名称： 博士（看護学）
英訳名称： Doctor of Philosophy in Nursing

なお、博士前期課程については、以下のとおりとする。

- 学位の名称： 修士（看護学）
英訳名称： Master of Science in Nursing

③ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

博士後期課程ではディプロマポリシーを達成するために、次のカリキュラムポリシーに基づき教育課程を編成する。

教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）

- ① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる科目を配置する
- ② 看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるために、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する科目を配置する
- ③ 自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する為に必要な知識と

技能を育成する科目を配置する

2. 特色

本博士後期課程は、前期課程の「看護の智探究領域」「地域生活支援探究領域」を基盤として、「看護学発展領域」の1領域で構成する。エビデンスに基づいた看護の智と実践の開発へと教育の一環性を保持しながら専門分野の学びを深化させることを目的とする。そのために、カリキュラムポリシーに示したように、博士後期課程では、ケアの多様性を学術的論理的に思考する力を修得する共通科目群、看護の現状と課題を洞察し将来を見据えた看護教育を発展させる力を培う専門科目群、自立して研究を推進する能力を培う研究科目群を配置する。【資料3-1】

1) 共通科目

共通科目は、カリキュラムポリシー「① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる科目を配置する」に基づいて次の科目で構成し、ディプロマポリシー①を達成する。

共通科目群の「看護教育特講」「ケアの本質と倫理特講」は、本学の教育理念の根幹をなす「いつくしむ力」とおして看護のケアの質を高めるための教育的役割やケアの多様性の深い理解へと導き、教育研究者に必要な資質を培うための科目配置とする。加えて、「量的看護研究法」「質的看護研究法」「看護概念・理論構築特講」「英語論文読解と論文作成法」を設定することで、看護ケアを学術的論理的に考究し、成果を発信できる能力の修得をめざす。

共通科目の必修科目は、1年前期に「量的看護研究法」「質的看護研究法」とし、1年後期に「ケアの本質と倫理特講」を配置する。各1単位、計3単位で開講する。

共通科目の選択科目は、1年前期に「看護教育特講」を配置し、1年後期に「看護概念・理論構築特講」を配置する。各1単位、計3単位をオムニバス形式で開講する。また、「英語論文読解と論文作成法」は、1年通年科目で配置し、2単位をオムニバス形式で開講する。

①【量的看護研究法】

看護研究に必要な量的研究法、とくに統計学を中心としてその基礎を理解し、エビデンスとなり得る研究成果をもたらすような研究計画書を作成し、得られたデータを適切に統計学的に解析し、看護学に資することができる人材を育成する科目である。

②【質的看護研究法】

看護研究における質的研究方法の様々なアプローチの違いを哲学的基盤、方法論、実際の看護研究への適用から理解する。データ産出方法、分析、厳密性の確

保、データ解釈を理解した上で、受講生の専攻する看護学領域における研究の問いを明らかにする科目である。

③ 【看護教育特講】

看護基礎教育と生涯継続教育という視点から、看護教育に関する諸理論および知識と方法論を探究し、看護ケアの質を高める看護教育に必要なトランスフォーメーションについて考究する。また、社会の変化に柔軟に対応する教育活動の必要性を視野におき、教育実践のなかでのティーチング・ラーニング活動における理論と実践的アプローチについて国内外の研究の動向を概観し、効果的な学習活動の課題解決方略について考究する科目である。

④ 【看護概念・理論構築特講】

看護現象を説明する枠組みとしての諸看護概念・理論をとりあげ、看護の概念・理論の構築の基盤となる推論プロセスに注目する。とりわけ、類似性に基づく知の階層および推論レベルについての学びを通して、理論構築のプロセスを教授する。また、ロイ適応看護理論に焦点をあて、看護学の中心概念および中範囲理論の構築プロセスを通して、看護の実践知を基盤にした看護理論について考究する科目である。

④ 【ケアの本質と倫理特講】

実践の科学として、看護はウェルビーイングから病にある人々、そして死に立ち会う人々のケアを担うだけでなく、すべての場、すべての対象におよぶ。ケアの多様性の観点から、文献や事例をとおして、“ケアすることの意味”を再考し、看護・医療・教育をつなぐケアの倫理について考究する科目である。

⑤ 【英語論文読解と論文作成法】

看護教育実践に関する英語論文を批判的に抄読し、どのようにそれらの知見を研究に活かすかを討議する。文献テーマは学生の選択する関心テーマ文献と関連するモデル文献とをとりあげて、研究目的（目的、リサーチ・クエスチョン、仮説）、理論的枠組み（コンセプト、思考の流れ）、研究手法、結果（データの意味と適用、限界）などを論考する。また、英語論文の作成の基本を紹介し指導する科目である。

2) 専門科目

専門科目は、カリキュラムポリシー②「看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるために、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する科目を配置する」に基づいて次の科目で構成し、ディプロマポリシー②を達成する。

専門科目群は、「看護教育実践特講」「看護管理特講」「広域・地域保健特講」「国

際・災害看護特講」の通年とし、看護の現状と課題を洞察する力を養い、地域の人々の健康・生活・環境の向上のための課題解決を創出できる知識と方法の修得をめざす。

専門科目は選択科目とし、「看護教育実践特講」「看護管理特講」「広域・地域保健特講」「国際・災害看護特講」を配置し、1年次通年を各2単位、計8単位で開講する。

①【看護教育実践特講】

看護教育実践について多方面の視野から捉え、看護教育の現状と課題を検討し、教育実践の向上に向けた課題解決の方法を考究する。また、クリティカルケア看護、看護教育、高齢者看護、精神看護、看護基礎教育および卒後教育の観点から看護教育実践について討議する科目である。

②【看護管理特講】

社会経済環境の変化と医療・看護に関わる政策・行政の動向、および、看護サービスを効果的・効率的に提供する上で適用可能な管理に関わる理論について、講義とディスカッションを通して学び、看護管理上の問題とそれに対処するための方策を探究する。また、質の高い看護サービス提供に求められる看護職員の人的資源管理について、キャリアアップ、コンサルテーション、リーダーシップ等の観点から理論と方法を学ぶ科目である。

③【広域・地域保健特講】

国際保健医療および地域保健における実際の活動の展開と研究実践について理解し探究する。すなわち、国際および地域保健、医療、看護などの諸問題を、当該国・地域の歴史、政治、経済および文化・社会的背景を踏まえ、多面的に把握し、問題分析し、問題の解決に至る研究上のさまざまなアプローチ法について理解し探究する科目である。

④【国際・災害看護特講】

国際看護学や国内外における災害看護学の動向とその課題を探究していく中で、自らの研究課題を明確にし、その主要概念に関連する理論等の分析を行う能力を養う。授業展開はゼミ形式を主とし、院生自身がプレゼンテーションした内容に基づいてディスカッションを中心に行う科目である。

3) 研究科目

研究科目はカリキュラムポリシー③「自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する為に必要な知識と技能を育成する科目を配置する」に基づいて、次の科目で構成し、ディプロマポリシー③を達成する。

研究科目群は、1年目に「看護学特別研究Ⅰ」を配置し、博士論文の取り組みにあたり、各自の研究の位置づけを明確にするために文献レビューあるいは概念分析を行

う。研究計画書作成のために研究方法について多面的に検討し、そのプロセスをとおして研究能力を修得することをめざす。

2年目に「看護学特別研究Ⅱ」を配置し、共通科目や各専門科目、「看護学特別研究Ⅰ」で取り組んできたことを発展させ、研究フィールドの選択と調査、看護研究倫理に基づくデータ収集、分析、考察などの研究プロセスの学修をめざす。

3年目に「看護学特別研究Ⅲ」を配置し、独自性のある博士論文作成に向けて分析と考察を継続し、論文作成、論文審査および投稿のプロセスをとおして、自立した研究活動を行い、看護学教育研究者としての資質と能力の修得をめざす。

研究科目群の「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」を配置することで、多角的視点から看護現象や課題を考究し、自立した研究活動ができ、看護教育・看護実践に還元できることをめざす。

研究科目は全て必修科目とし、「看護学特別研究Ⅰ」を1年通年、「看護学特別研究Ⅱ」を2年通年、「看護学特別研究Ⅲ」を3年通年に配置し、各2単位、計6単位で開講する。

①【看護学特別研究Ⅰ】

学生のこれまでの研究の取り組みを踏まえて研究テーマを選択し、研究計画書立案作成のプロセスを通して研究能力を修得できるように教育指導する科目である。

②【看護学特別研究Ⅱ】

共通科目や各専門科目、「看護学特別研究Ⅰ」で取り組んできた内容を発展させ、研究計画に基づいて自立的に研究活動に取り組み、フィールドデータの収集および研究で得られたデータを分析し、その成果を多角的視点から考察して中間発表に取り組めるように教育指導する。研究成果を創出するプロセスをとおして、教育研究者に必要な研究能力を育成する科目である。

③【看護学特別研究Ⅲ】

博士論文の作成に向けて、看護学特別研究Ⅱで得られた成果を推敲し、学術性と独創性を備えた博士論文として作成できるように教育指導する。また、博士論文をまとめ、論文審査および発表のプロセスをとおして創造的に自立した研究活動を行い、エビデンスに基づいた看護学教育研究者としての資質と能力を育成する科目である。

3. 学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）

教育の成果を評価し可視化するために、効果的な教育実践と改善を図る目的で、3つのポリシーに基づいた学修成果の評価を次のレベルで行う。

	入学前・入学時	在学中	修了時・修了後
大学 機 関 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 出願書類の記載事項 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書 進級率 休学率 退学率 学生生活実態調査（満足度調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文 学位授与数 就職率
教育 課 程 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 出願書類の記載事項 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書 論文投稿（文献レビュー、概念分析） 進級率 休学率 退学率 単位修得状況 	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文 学位授与数 修了要件到達状況 修了時アンケート数 就職率
科 目 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 出願書類の記載事項 	<ul style="list-style-type: none"> 単位認定 定期試験 授業評価アンケート 	

④ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

教育課程は、共通科目、専門科目、研究科目の3つの科目群から編成され、指定された履修方法で単位を修得する。具体的には、①共通科目の6科目・7単位のうちから必修3科目・3単位を含む5単位以上、②専門科目からは選択の4科目・8単位から2単位以上、③研究科目は「看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の必修3科目・6単位の合計13単位以上を修得する。

授業は、 Semester制により学期を前期、後期に分けて実施する。授業の進行として、1年次では、共通科目の必修科目として前期に「量的看護研究法」「質的看護研究法」と後期に「ケアの本質と倫理特講」の3科目を履修する。さらに、選択科目から前期「看護教育特講」、後期「看護概念・理論構築特講」、通年「英語論文読解と論文作成法」を履修する。

共通科目と並行して、1年次通年科目として履修する専門科目で選択科目の「看護教育実践特講」「看護管理特講」「広域・地域保健特講」「国際・災害看護特講」の内、学生の研究課題に即した適切な科目を履修する。

研究科目は、1年次～3年次に「看護学特別研究Ⅰ～Ⅲ」として各学年で履修する。

なお、授業開講形態と時間割【資料 4-1】の配慮や入学後の履修指導、相談を細や

かに行い、職業等を有していても3年間で学生が支障なく履修が可能になるよう配慮する。就業状況などにより3年間での修了が難しい場合においても長期履修制度を活用することができるように配慮する。

新型コロナウイルス感染症対策のため、学部・研究科の対面授業の回避策として実施したオンライン授業は、本学ではWebexを活用した授業形態として定着している。今般設置する博士後期課程でも、社会情勢や受講生の状況等を考慮した上で、既存のシステムを利用して仮想会議室によるリアルタイムかつ双方向での講義・カンファレンスを実施する。

2. 履修指導

1) 履修ガイダンス

新入生および在学生に対する履修ガイダンスは、入学時および各年次当初等にオリエンテーションとして実施し、教育課程、履修方法、研究指導の進め方等について説明する。履修モデル【資料 4-2】を提示し、学生の研究に必要となる授業科目について説明し、個々の学生が研究課題に活かすことのできる授業科目の履修を指導・助言する。

2) 指導教員による履修指導

個々の学生への履修指導については、それぞれの指導教員が行う。指導教員は、学生の修了後の進路や課題意識、就業状況など個々の状況に配慮しながら、学生が履修モデルを参考に修業年限を定め具体的な学修計画を設計し、主体的に研究計画に沿って研究を行い学位論文が完成できるように支援する。また、各年度末には、単位の修得状況、研究の進捗状況等を確認する。

学生の履修計画支援のために、全科目についてのシラバスを作成し、授業概要・到達目標・具体的な内容・成績評価基準を明らかにする。

3. 研究指導の方法

1) 指導体制

指導体制は、学生が専門的かつ幅広い視野で研究活動が行えるよう、主指導教員1名、副指導教員1名であたる。2名はともに特別研究を担当する教員とする。主指導教員は、研究課題の明確化、計画立案・実施、論文作成および公表までの全過程における指導の中心的役割を担い、副指導教員は、主指導教員の指示に応じて専門的な立場から学生の指導にあたる。入学から修了までの標準的な学位論文作成スケジュールとプロセス【資料 4-3】に基づいて、主指導教員・副指導教員が協力し学生の修学を支援する。

講義科目の開講形式をオムニバスにしていることから、指導教員以外の数多くの教員が学生と関わり、研究科教員全体で学生を研究支援できる体制をとることができる。

2) 指導教員の決定

本博士後期課程の受験希望者は、出願前に、指導を希望する教員と相談する。教員は、研究内容の相談を受ける中で、教育課程や履修方法、研究指導の進め方等を具体的に例示しながら、受験希望者自身が本博士後期課程における学修イメージを描けるように方向づけを行う。当初の教員との相談により、研究内容等がその教員の専門性と合致しないことが予想、判断された場合は、他の教員を紹介するなど柔軟に対応することとする。受験希望者は、本博士後期課程に出願する際に希望する研究領域と研究計画を申告し、入学後に開催される大学院委員会において指導教員が決定され通知される。副指導教員においても大学院委員会で協議の上選出する。学生の研究課題の変更等がある場合は、その専門性を考慮して指導教員の交替が可能である。

3) 論文作成スケジュールとプロセス

入学から修了までの標準的な学位論文作成スケジュールとプロセスに基づいて、以下に示すとおり主指導教員・副指導教員が協力し学生の修学を支援する。

(1) 1年次

学生は、1年次に履修する共通科目や専門科目において、専門領域に関する知識を修得するとともに、看護の現状と課題への洞察を深め、看護教育の発展と創造的解決策の開発に向けた検討を行い、自らの研究課題や研究方法の明確化を進める。同時に「看護学特別研究Ⅰ」において、研究指導を受けながら、文献レビューあるいは概念分析を行い、自らの研究課題の位置づけや主要概念の明確化を行う。さらに、研究指導を受けながら、研究計画を立案し、1年次の後期に研究計画書を作成する。後期に研究計画報告会を行い、研究指導教員を中心に本博士後期課程の教員から指導・助言を受け、研究計画書を推敲する。また、京都看護大学研究倫理委員会に倫理審査を申請し、承認後研究に着手できるように準備する。

(2) 2年次

学生は、1年次に行った文献レビューあるいは概念分析の成果を投稿する。査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、指導教員からも指導・支援を受ける。これに並行して、研究倫理審査の承認後、フィールド調査等を行い、研究計画に即したデータ収集を行う。「看護学特別研究Ⅱ」において、研究指導を受けながら、適宜指導教員と議論し、計画修正の必要性がないか進捗状況を確認する。

2年次の後期に中間報告会で研究活動の進捗状況の報告をし、指導教員を中心に本博士後期課程の教員から指導・助言を受ける。

(3) 3年次

学生は、「看護学特別研究Ⅱ」で得られたデータの分析、考察を行い、博士論文としてまとめ、論文審査を受ける。

3年次の前期前半まで研究を継続し、研究計画に基づくデータ分析等を行い、必要に応じてデータの補完や分析精度を高める。また、中間報告会での指導・助言や、投稿論文の推敲等を踏まえて、博士論文の作成を開始する。「看護学特別研究Ⅲ」において、定期的な研究指導を受けながら、3年次9月に学位論文予備審査を受け、予備審査での指摘事項に対応し推敲を重ねた博士論文を11月までに提出する。

3年次12月に開催される学位論文審査会において研究成果の発表を行い、質疑応答による口頭試問を受ける。学位論文審査会における指摘事項に基づき、指導教員からの指導・助言を受けながら、博士論文の最終的な修正を行ったものを1月に提出する。

本博士後期課程の論文作成のプロセスにおいて、学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項に対応しながら論文を推敲することは、最終的に作成する博士論文の完成度をより高めるための手段であると考えられる。そのため、本博士後期課程においては、学術雑誌へ投稿した論文が査読を経て掲載あるいは受理されることを博士論文提出の要件等にはしていない。投稿した学術論文は、博士論文の基礎となる論文と捉え、それを推敲していくことは、博士論文の質的向上にも繋がる。

なお、長期履修を希望した学生の研究指導については、その修業年数で所定の科目を履修させながら随時研究指導にあたる。各種申請時期、報告時期など主たる内容については、基本的に標準修業年限（3年）で修了する学生の年次計画と同様とする。

4. 修了要件

本博士課程に3年以上在籍し、共通科目から必修3単位を含む5単位以上、専門科目から2単位以上、看護学特別研究6単位の合計13単位以上を修得し、かつ、博士論文審査および最終試験に合格することとする。

5. 学位論文審査体制

1) 審査申請資格要件

- ① 本博士後期課程に2年以上在籍していること
- ② 共通科目から5単位以上（必修3単位、選択2単位以上）、専門科目から2単位以上、看護学特別研究4単位の合計11単位以上を修得していること
- ③ 査読および英文抄録付きの学術雑誌に投稿していること（論文審査を受ける前年度まで）

2) 審査体制

学位論文の審査は、予備審査および学位論文審査の2段階審査とする。両審査会の構

成は主査1名、副査2名とし、主査は主指導教員・副指導教員以外の1名、副査は副指導教員1名とそれ以外の教員1名とする。両審査会委員は、審査の透明性と公平性を確保するため大学院委員会で決定し、大学院教務事務から学生に周知する。

3) 研究倫理審査

本学は、人を対象とする研究を行う場合には「京都看護大学 研究倫理委員会規程」【資料4-4】に基づき、申請書類を提出し委員会の承認を得る必要がある。

4) 学位論文予備審査

学位論文予備審査は、主指導教員が学生の審査申請資格要件を確認したうえで、審査申請書(予備審査)を大学院教務事務に提出する。

学位論文予備審査会は、9月に開催し、学位論文予備審査は、学生が学位論文の内容についてプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行う。予備審査委員は、学位論文審査基準により審査を行い、加筆・修正が必要な内容を学生に指摘事項として、文書で提示する。学位論文予備審査委員会は、学生の単位修得状況等から提出資格があるか否かを判定し、学位論文予備審査報告書を大学院委員会に提出し、学位論文予備審査会の審査結果を審議する。

5) 学位論文審査

学位論文審査は、審査申請書(学位論文審査)とともに、完成した学位論文と学位論文要旨を大学院教務事務に提出する。学位論文審査委員は、学位論文審査基準に基づき学位論文審査を行う。また、学位論文審査は、学生が学位論文の内容についてプレゼンテーションを行い、質疑応答による口頭試問を行う。学生は学位論文審査会における指摘事項に基づき学位論文を修正し、大学院教務事務に提出する。学位論文審査会は、審査結果を大学院委員会に文書で報告する。大学院委員会は学位論文審査会の審査結果を審議し、研究科長は、審議結果を学長に報告する。学長は、この報告に基づいて承認の可否を決定する。

6) 審査基準

学位論文は、「看護学」の学位を授与できる学術論文として、完成度を備えていることを客観的に評価できた論文とする。客観的に評価する指標として「学位論文審査基準」を示し公表する。「学位論文審査基準」は、以下とする。

(1) 研究課題設定の妥当性

- ① 先行研究・文献との関連は十分であるか
- ② 研究課題は研究内容を反映したものか
- ③ 必要に応じてサブタイトルが用いられているか

(2) 研究方法の妥当性

- ① 研究目的を到達するために適切な方法が用いられているか
- ② 科学的根拠に基づいた研究方法が用いられているか
- ③ 研究方法が具体的に論述されているか

(3) 倫理的配慮の妥当性

- ① 研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮がなされているか
- ② 研究公正の観点から問題がないか

(4) 論旨の明確性、一貫性

- ① 論旨は明確で、一貫性があるか
- ② 結果と考察の整合性があるか

(5) 学位論文としての学術的意義、独創性、新規性、汎用性

- ① 学術的に重要な研究であるか
- ② 研究の独創性、新規性、汎用性があるか

(6) その他

- ① 引用文献の表記が適切であるか
- ② 図・表を適切に作成しているか

6. 学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法

学位論文は本学附属図書館に保管するとともに、国立国会図書館に電子媒体で納本し、第三者の閲覧を可能にする。また、文部科学省令学位規程 8 条に従って学位論文の要旨および審査結果の要旨を本学ホームページにおいて公表する。博士（看護学）の学位を授与された学生は、原則として学位を授与された日から 1 年以内に関連分野の学術雑誌に原著論文として投稿し、公開する。ただし、学位が授与される以前に公開している場合は、この限りではない

7. 研究の倫理審査体制の具体的内容法

人を対象に研究を行う学生に対しては、教員は、研究への協力者の人権を尊重し、個人情報に配慮する必要性を指導する。学生は、京都看護大学研究の倫理・安全に関する指針【資料 4-5】に従い、研究倫理申請書に研究題目、研究目的、研究予定期間、研究概要、実施場所に加えて、倫理的配慮（人権の擁護、同意を得る方法、不利益及び危険性の予測、判断の乏しい対象者への対処、個人情報の保護）、インフォームド・コンセントの受領及び研究成果の公表等の内容を記載した研究計画書を添えて研究倫理審査を受ける。研究指導教員は、学生の研究計画の進行状況、研究対象者に対する倫理的配慮の理解状況を十分に把握し、それらに応じた指導を行う。なお、研究倫理委員会は、「京都看護大学 研究倫理委員会規程」に基づき、学生が倫理的に配慮し研究計画を立

案できているか否かを適正に審査し結果を通知する。

8. e-learning 講座等の活用による研究倫理に関する学習の奨励

本学では、日本学術振興会 研究倫理 e-learning コースの受講を毎年全教員及び大学院生に義務づけている。入学時オリエンテーションにおいて、研究倫理コンプライアンス研修及び e-learning 講座受講を案内し、院生が確実に受講できるように指導する。

日本学術振興会 研究倫理 e-learning コース

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

⑤ 基礎となる修士課程との関係

1) 修士課程の特色

本修士課程は、進展する少子・超高齢社会・多死社会における社会や人々の看護ニーズに応え、地域包括ケアシステムの構築および推進に向けて、看護の専門性をより発揮できる看護職と、地域包括ケアシステムの構築・推進の要となり保健行政において健康政策の提言およびその政策化ができる保健師を育成することを目指している。

2) 修士課程の教育課程の特色

本学は、建学の精神である「明德・格物致知の実践」をもとに、外界・他者に向ける関心、気遣い、思いやりといった心象の発現を「いつくしみ」という言葉で表し、智、人、命をいつくしむ力を育て、鍛えることを教育理念としている。

本修士課程は、以下の3つを教育目標とし、智・人・命をいつくしみ、地域包括ケアシステムを推進する看護実践者・教育者・研究者の育成を目指している。

- ① 深く広範な知識、論理的思考力および科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を生み出すために、看護の知を表現し智に変える能力の養成
- ② 人々の多様な価値観を理解し、他者を尊重したケアリングコミュニケーションを通して、リーダーシップ・メンバーシップ能力を発揮する能力の養成
- ③ 高い倫理観を有し、患者・家族および地域の人々をアドボケートして、健康な時期から疾患罹患、そして終末期まで、地域での暮らしや看取りを見通した高度な看護実践力の養成

教育目標および育成する人材像を達成するため、本修士課程は、看護の智探究領域、地域生活支援探究領域の2領域と、地域生活支援探究領域の保健師コースから構成し【資料5-1】、教育課程を「共通科目」「専門科目」「特別研究」から編成している。智・人・命をいつくしむ力を養成するための、領域を横断した「共通科目」、看護実践者がもつ臨床経験を科学的根拠や理論を活用して洞察し暗黙知から形式知を生み出す力を養成するための、看護の智探究領域の「専門科目」と「特別研究」、病院・施設・地域のあらゆる

場において、患者・家族および地域の人びとを生活者の視点で捉え、住み慣れた地域において QOL の高い生活の営みを支援するための力を養成するための、地域生活支援探究領域の「専門科目」と「特別研究」、地域包括ケアシステム構築・推進の要となり保健行政において健康政策の提言およびその政策化ができる保健師を養成するための保健師コースの「専門科目」と「特別研究」を配置している。

3) 修士課程と博士後期課程の関係

修士課程は、地域包括ケアシステム構築・推進に向けて、看護の専門性をより発揮できる看護職と、保健行政において健康政策提言およびその政策化ができる保健師の育成を目指し、看護の智探究領域、地域生活支援探究領域の2領域と地域生活支援探究領域の保健師コースから構成されている。

この修士課程の上位に位置する博士後期課程は、修士課程での教育・研究をさらに深化させ、グローバルで豊かな学識をもち、創造的に自立して研究活動を行い、看護の智と実践を創出することにより、地域の人々の健康・生活・環境の向上を支援的に開発し、看護学の発展を推進する教育研究者の育成をめざしており、修士課程の2領域1コースを統合し、看護学発展領域の1領域で構成する。

⑥ 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

本博士後期課程は、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」を適用し、社会人学生が入学時の仕事を継続しながら本博士後期課程で学修するための教育的な配慮を行う。入学するまでのキャリアを止めることなく、高次元の教育研究活動を行い、看護学の発展を国内外で推進する教育研究者の育成を目指す。

本博士後期課程の基礎となる修士課程においても、開設時から「大学院設置基準第14条の教育方法の特例を適用」し、平日の昼夜、土曜日に教育・研究を行っている。博士後期課程においても、保健・医療・福祉の現場で就労している看護職者や看護系大学等の教員等を社会人学生として受け入れるため、社会人学生の勉学と就労の両立を容易にするために、平日の昼夜、土曜日に教育・研究を行うこととする。

なお、本学のキャンパスは京都市中心部に位置し、京都市内はもとより、近県（滋賀県、大阪府）からも交通至便で、社会人学生にとっては通学面で利便性の高い場所となっている。

1. 修業年限

本博士後期課程の標準修業年限は3年とし、長期履修生規程【資料6-1】を適用した場合の修業年限は4年から6年とする。修業年限の上限は6年とする。

2. 履修指導および研究指導の方法

本博士後期課程に在籍する社会人学生が、学修、研究と職務の両立を果たすことができるように、入学後に決定する主指導教員と副指導教員は、履修モデルを活用しながら、学生の職場での勤務体制や休暇、個々の背景等を考慮するとともに、主指導教員、副指導教員の負担にも配慮した履修計画を作成する。また、学生の学修準備状態を見極めながら、学修、研究時間が十分確保できるように電子メール、web 会議システム等を活用して、個別の履修指導および研究指導の相談に応じるなど配慮する。

3. 授業の実施方法

社会人学生個々の事情を配慮し、平日は 18 時 00 分から 19 時 30 分まで(6 講時)を「特定時間帯」として設置して、社会人学生向けの授業を実施する。さらに、土曜日の開講や夏期・冬期の集中講義等、教員と学生との調整によって開講日時を設定するなどの工夫により、就労している社会人学生でも課程を修了するために必要な単位を標準修業年限内で取得可能となる。

本学では Webex を導入し学部・研究科のオンライン授業形態として定着している。今般設置する博士後期課程でも、既存のシステムを利用して仮想会議室によるリアルなイムかつ双方向での講義・カンファレンスを実現する。

4. 教員の負担の程度

看護学研究科の専任教員は、看護学部の専任教員を務める者もあり、看護学研究科及び看護学部の教育に支障がでないよう、教員の担当科目数、単位数の調整、時間割の工夫や各種委員会業務等の軽減をすることで、過度な負担とならないよう配慮する。

特定の時間又は時期に授業を行う場合でも、教員の負担が過度に大きく増加することがないようにする。実際に平日夜間や土曜日、集中講義による授業を行う場合、担当する教員に対して、時間割構成や教員の研究自体に支障をきたすことがないように研究日を確保するなどの配慮により、大学院の担当教員の負担を軽減する。

5. 図書館・情報処理施設等の利用の確保

本博士後期課程の基礎となる修士課程においても開設時より大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例を適用し、平日の昼夜、土曜日に教育・研究を行っているため、図書館、情報処理施設等の利用環境は整っており、本博士後期課程の学生の利用には十分に配慮されている。なお、図書館が整備しているデータベースや電子ジャーナルなどの電子資料は、学外からも学内ネットワークにアクセスすることで 24 時間利用することが可能であり、学術情報の検索が自由に行える環境を整えている。

6. 学生の福利厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本博士後期課程の基礎となる修士課程においても開設時より大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例を実施し、平日の昼夜、土曜日に教育・研究を行っており、食事や休息の可能な施設等は整備されており、福利厚生に関する環境面に配慮した体制となっている。

事務室には、専任職員、契約職員等を配置することで、研究科教育に対する事務体制は完備されている。

7. 入学者選抜の概要等

大学院設置基準第 14 条による教育方法により入学する者の入学者選抜方法

アドミッションポリシー

- ① 看護学を発展させ人々に最善の利益をもたらすために貢献しようとする意思を有する者
- ② 人々の健康・生活向上および看護学の発展に繋がる看護学の専門的知識と論理的思考を有する者
- ③ 看護実践における様々な現象を見極めるために教育と研究の推進に必要な基礎的研究能力を有する者

社会人入学試験

- (1) 募集人員 一般入学試験・社会人入学試験と合わせて 3 名
- (2) 出願資格 看護師免許を取得している者で、以下のいずれかに該当する者。
 - ① 修士の学位または専門職学位を取得後、入学時において 2 年以上の看護職（看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を必要とする看護職）としての実務経験を有する者。
 - ② 社会人入試で修士課程または、博士課程（前期）に入学し、修士の学位または専門職学位を得た者および取得見込みの者。
 - ③ 本学大学院において、前記①または②と同等以上の資格を有すると認められた者
- (3) 選考方法 「書類審査」「小論文」「英語」および「口述試験」により選考を行う。

8. 必要とされる分野であること

現在、本学の大学院看護学研究科看護学専攻修士課程は、大学院設置基準第 14 条項に基づく教育方法の特例を受け、1 年生 8 名、2 年生 7 名の在籍の内、9 名の有職者（在籍者 15 名の 60%）が仕事を継続しながら履修中である【資料 6-2】。修了者についても第 1 期入学者 8 名の内 6 名が有職者、以下、2 期生は 7 名の内 5 名、3 期生は 8 名の内 5 名が有職者となっていた（4 期生 5 期生は在学中）。どの学生も仕事を継続しながら修了している。

今回設置する博士後期課程の学生確保を見通すために実施した入学意向アンケート

調査では、最終的に本学博士後期課程を「受験し合格した場合、入学したい」と回答したのは13名【資料6-3】であり、この13名の「現職」を尋ねた問4では、「看護師として勤務」は4名、「看護教員（大学・短大・専門学校）」は7名と回答し、計11名（13名の内84.6%）が有職者であることが判明している。これら本学博士後期課程入学を希望する有職者が仕事を継続しながら大学院教育を受講するためにも、大学院設置基準第14条項に基づく教育方法の特例は必要であると考えられる。

⑦ 入試選抜の概要

1. 入学者受け入れの方針

1) 基本方針

本研究科では、学校教育施行規則第156条第1項第7号の規定に基づいて、修士の学位取得者のみならず、一定の条件を満たすものには、個別の入学審査を行い、修士の学位を取得した者と同等以上の学力があると認められる場合には、出願資格を与え、学習意欲を持つ人々に修学の門戸を広げる。

2) アドミッションポリシー

- ① 看護学を発展させ人々に最善の利益をもたらすために、国内外において貢献しようとする意思を有する者
- ② 人々の健康・生活向上および看護学の発展に繋がる看護学の専門的知識と論理的思考を有する者
- ③ 看護実践における様々な現象を見極めるために教育と研究の推進に必要な基礎的研究能力を有する者

2. 募集人員

募集定員は、3名とする。

3. 選抜方法

上記のアドミッションポリシーに基づき、開設年度の入試制度は以下のとおり。

1) 一般入学試験

(1) 募集人員

一般入学試験・社会人入学試験と合わせて3名

(2) 出願資格

看護師免許を取得している者で、以下のいずれかに該当する者。

- ① 修士の学位または専門職学位を得た者、および取得見込みの者。

- ② 外国において修士の学位に相当する学位を得た者、および取得見込みの者。
- ③ 文部科学大臣の指定した者。
- ④ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、出願時に満 24 歳以上のもの。

(3) 選考方法

「書類審査」「小論文」「英語」および「口述試験」により選考を行う。

2) 社会人入学試験

(1) 募集人員

一般入学試験・社会人入学試験と合わせて 3 名

(2) 出願資格

看護師免許を取得している者で、以下のいずれかに該当する者。

- ① 修士の学位または専門職学位を取得後、入学時において 2 年以上の看護職（看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を必要とする看護職）としての実務経験を有する者。
- ② 社会人入試で修士課程または、博士課程（前期）に入学し、修士の学位または専門職学位を得た者および取得見込みの者。
- ③ 本学大学院において、前記①または②と同等以上の資格を有すると認められた者

(3) 選考方法

「書類審査」「小論文」・「英語」および「口述試験」により選考を行う。

3) 選考方法とアドミッションポリシー

いずれの入学試験においても、選考方法は以下のアドミッションポリシーを判定するため実施し、総合的に評価する。

アドミッションポリシー 選考方法	①看護学を発展させ人々に最善の利益をもたらすために、国内外において貢献しようとする意思を有する者	②人々の健康・生活向上および看護学の発展に繋がる看護学の専門的知識と論理的思考を有する者	③看護実践における様々な現象を見極めるために教育と研究の推進に必要な基礎的研究能力を有する者
書類審査	○	○	◎
小論文	○	◎	○
英語	◎	○	○
口述試験	◎	◎	◎

なお、いずれの入学試験においても、出願に先立ち、自身の希望する研究指導教員と研究分野に関する事前相談を行うことを条件とし、そのため、出願前に入学後の研究などについて志望する専門分野の研究教員と研究計画などについて十分な相談を行う機会を設ける。

4. 入学試験の体制

入学者選抜は、入試委員会が決定した入試要項に基づき、公平かつ厳正に実施する。合格者の決定は大学院委員会で審議を経て、透明性、公正性を確保したうえで決定する。入試問題については、学長から委嘱を受けた入試問題作問委員会が各試験の問題を作成する。

⑧ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の考え方

本博士後期課程の教育課程は、共通科目 6 科目、専門科目 4 科目、特別研究 3 科目で構成されており、共通科目の内 2 科目にオムニバスで兼任教員を配置している以外はすべて専任教員が科目担当している。

現修士課程（博士前期課程）は、「看護の智探究領域」と「地域生活支援探究領域」、「地域生活支援探究領域（保健師コース）」から構成され、博士後期課程は、看護学の教育研究・実践が発展していくことに寄与する人材育成を目指し「看護学発展領域」の 1 領域で構成している。

2. 教員配置

本博士課程の教員組織は、専任教員は 13 名で構成し、本博士後期課程の開設年度である令和 6 年度から就任する教授は内 5 名となっている。職位の内訳は 11 名が教授、2 名が准教授である。専任教員の保有学位の状況は博士号が 10 名、修士号が 3 名である。修士号保有者 3 名もその教育研究の実績から博士後期課程を担当するに十分な、優れた教育研究業績を有している。13 名の年齢構成は、70 歳代が 8 名、60 歳代が 2 名、50 歳代が 2 名となっている。

本研究科は博士後期課程担当専任教員 13 名のほか、博士前期課程（修士課程）までを担当する専任教員 10 名（教授 3 名、准教授 7 名）の合計 23 名で構成している。

なお、研究科の基礎となる看護学部のみを担当する専任教員は 12 名（教授 1 名、准教授 2 名、講師 4 名、助教 5 名）の構成となっている。

3. 教員補充計画

学校法人京都市育英館教職員定年規程【資料 8-1】第 1 条により、本学教員の定年は

教授 65 歳、准教授 63 歳と規定しているが、同規程第 1 条第 2 項により、「新学部（大学院等含む）等を設置することを目的に雇用及び異動した前項の年齢を超える専任教員及び、完成年度までに新たに雇用及び異動する前項の年齢を超える専任教員は、その年齢に関わらず、任用期間を新学部等の完成年度までとし、その定年は当該年度末とする。」と定められている。

本学博士後期課程を担当する 13 名以外に博士前期課程（修士課程）までを担当する専任教員 10 名の内、博士の学位を有している教員は 4 名、また、看護学部のみを担当する専任教員 12 名の内、博士の学位を有している教員は 1 名となっている。この博士号取得者 5 名が、これまでどおり研究業績の蓄積を継続すると共に、8 名の新たに採用する博士号を有する優れた研究業績と教育上の業績を持つ教員と合わせて計 13 名が博士後期課程を担当する計画である

また、本学にはこの 5 名以外に修士の学位保有者が 16 名おり、内博士号取得に有望な教員は 8 名で、この 8 名の教員に、博士後期課程進学・博士号取得を積極的に奨励し、研究業績と教育実績の蓄積を推進することで、将来の博士後期課程を担当できる教育研究者を育成したい。

なお、学内の育成と並行して、専任教員の新規採用を公募により行い、学外からも優れた教育研究実績のある教員の補充を行うことで、大学全体の教育・研究水準の向上を図り、本博士後期課程の完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえた十分な教育研究業績を有する教員の計画的な採用並びに育成と引き継ぎを行う。

教員採用計画

	博士後期課程の進捗	大学全体の教員採用
令和 5（2023）年度	開設前年度	大学全体として、優れた研究業績と教育上の業績を有する 教員 2 名を採用する
令和 6（2024）年度	開設初年度	大学全体として、優れた研究業績と教育上の業績を有する教員 2 名を採用する
令和 7（2025）年度	開設 2 年目	大学全体として、優れた研究業績と教育上の業績を有する教員 2 名を採用する
令和 8（2026）年度	完成年度	大学全体として、優れた研究業績と教育上の業績を有する教員 2 名を採用する
令和 9（2027）年度		内部昇格を含め優れた研究業績と教育上の業績を有する教員を博士後期課程に 8 名補充する

なお、本学には、教育研究の推進と教育活動の活性化並びに若手教員の育成と交流等を図ることを目的として「京都看護大学教員の任期制による雇用に関する規程」【資

料 8-2】を設けており、学校法人京都育英館教職員定年規程の適用を受けることなく、最長 3 年、本学の就任を継続し若手教員の育成に取り組むことが出来る制度を設けている。的確な後任者がいない場合、該当者の優れた研究業績や教育上の業績に併せて、人格・意思・健康状態等を総合的に判断し継続雇用される場合がある。

4. 教員人事計画【資料 8-3】

本学の看護学専攻修士課程と看護学部 に在籍する博士号取得者 5 名の専任教員が、これまでどおり研究業績の蓄積を継続し、博士後期課程を担当できる専任教員となることに併せ、博士後期課程を担当できる優れた研究業績と教育上の業績を有する博士号取得者 8 名の教員を新規採用し、本学就任後もこれまでどおり研究業績の蓄積を継続することで、完成年度の翌年度以降も教育研究体制が適切に維持、継続可能とするものである。

具体的には、完成年度の翌年度に変更となる菅田の後任人事として、令和 6 年度に 1 名の教員を採用し、研究業績の蓄積を継続することで、博士後期課程の完成年度の翌年度に菅田と交代しても教育研究体制が適切に維持、継続可能となる計画とする。以下同様に、田口の後任人事として、同様の分野の既存博士号取得の Y. E. が研究業績の蓄積を継続すると共に、令和 7 年度に 1 名の教員を採用する。小原の後任人事として、令和 5 年度に 1 名の教員を採用する。津波古の後任人事として、令和 8 年度に 1 名の教員を採用する。武井の後任人事として、同様の分野の既存博士号取得の M. S. が研究業績の蓄積を継続すると共に、令和 7 年度に 1 名の教員を採用する。高木の後任人事として、令和 8 年度に 1 名の教員を採用する。波多野の後任人事として、同様の分野で既存博士号取得の I. A. が研究業績の蓄積を継続する。磯邊の後任人事は、令和 6 年度に 1 名の教員を採用する。宮林の後任人事として、同様の分野で既存博士号取得者の M. N. と S. F. が研究業績の蓄積を継続する。井上の後任人事として、令和 5 年度に 1 名の教員を採用する。

なお、本専攻を担当する准教授の宇野（岩永）は、博士後期課程において研究指導が担当できるよう教育研究業績の蓄積を継続する。

以上により、本専攻の教員 13 名のうち 10 名に変更が生じたとしても、本専攻の教育研究体制が適切に維持、継続可能な教員組織とする計画である。

⑨ 研究の実施についての考え方、体制、取り組み

1. 研究の実施についての考え方

本学では、研究などの対象となる個人及び家族の人権の擁護、対象者の利益・不利益、並びに社会への影響力の観点から、「京都看護大学研究倫理委員会規程」【資料 4-4】を定め、倫理的観点から研究審査を行っている。委員会は学長の指名による教授および外部有識者から構成されており、本学の教員や学生が主に人間を対象とする研

究（以下、研究という）を実施する場合は、京都看護大学研究倫理委員会委員長に「計画書」を申請しなければならない。申請された研究計画に対しては、実施上の倫理的な配慮が十分になされているか厳正に審査され、「承認」「条件付承認」「不承認」「非該当」のいずれかの判定がなされる。その他、必要のあるときは、文部科学省・厚生労働省平成26年12月22日（平成29年2月28日一部改正）に定めた「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、公益社団法人日本看護協会が定める「看護研究における倫理指針」および京都市が定める「京都市個人情報保護条例」に沿って審査を行っている。

文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000->

[Daijinkanboukouseikagakuka/0000153339.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000153339.pdf)

公益社団法人日本看護協会「看護研究における倫理指針」

<https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/pdf/guiding.pdf>

京都市「京都市個人情報保護条例」

https://en3-jg.dl-law.com/kyoto/dlw_reiki/H405901010001/H405901010001.html

2. 体制

本学では、事務局総務部と経理部で研究支援を行っている。担っている支援は、①学内研究者の研究分野の把握、外部資金の獲得状況、論文投稿状況の把握、②外部新情報の収集と研究者への情報提供、③科研費等外部資金申請手続説明会、④申請資料作成支援、⑤研究プロジェクトに係る契約支援、⑥予算管理、⑦大学重点研究となる学長裁量研究の調整等となる。専属のURAの配置には至っていないが、研究活動を充実するために、支援の充実を図っている。

平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、各教員には独立行政法人日本学術振興会のコンプライアンス教材「研究倫理 e ラーニング」の受講を義務付け、研究者としての倫理的側面の研鑽および知識のアップデートを支援している。また、教員と実習病院の看護師による共同研究を促す学長裁量研究費の設立、紀要の発行による研究成果公表の支援も行っている。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf

各教員には独立行政法人日本学術振興会のコンプライアンス教材「研究倫理 e ラーニング」

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

3. 環境整備

本学では、大学教員がその使命である教育研究活動を十分に実施できるよう研究環境を整備している。教員研究室として、講師以上が 21.16～23.25 m²の独立した研究室（PC、机1台、テーブル1式、書架を整備）を使用し、共同研究やオフィスアワーにも十分対応できるスペースと設備が確保できている。助教、助手については2～3人の共同研究室を整備している。図書館には、旧京都市立看護短期大学の教育研究資産を継承した際に、貴重な図書や雑誌類を受け継いでおり、教育研究活動の支えとなっている。また、ICT（情報通信技術）教育の推進と連動させるため、電子図書の整備にも力を入れ、現在、Maruzen eBook Library、Nursing Outlook、医学中央雑誌WEB、メディカルオンライン、CINAHL、ナーシング・スキル、看護師国家試験問題WEBなどと契約しており、学内およびリモートアクセスを利用することで閲覧が可能となっている。また、共同研究を進めやすくするため、臨床教授や臨地実習施設の看護職者にも図書館の利用を開放している。

研究経費は、年額 30 万円の個人研究費が支給されており、これには備品費・消耗品費・旅費などが含まれている。また、教員が外部機関から獲得した競争的研究費については、「京都看護大学公的資金研究費内部監査規程」【資料 9-1】「京都看護大学公的資金研究費の管理運営・監査規程」【資料 9-2】「京都看護大学公的研究費の使用に関する行動規範」【資料 9-3】に基づいて厳密な運用を行っており、令和 2（2020）年度より「学長指定課題研究」制度を新たに設け、個人研究費 以外にも必要に応じて、研究費を支給している。

⑩ 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は、平成 26（2014）年 4 月に京都市立看護短期大学の教育資産を承継して 4 年制大学の京都看護大学看護学部看護学科として開学した。校地は 8,911.77 m²、建物は短大時代より 2 棟増築して 4 棟で構成し、1 号館は主に教員研究室・院生共同研究室、2 号館は事務室・図書館・体育館・講義室・各種実習室・学生ラウンジ、3 号館は主に大講義室・各種実習室・演習室、そして多目的ホールがある。施設は渡り廊下でつながっており、渡り廊下にも学生が憩えるベンチを設けて天候に左右されることなく快適に就学できる環境となっている。運動場は天然芝生で学生に開放し、晴れた日は昼食をとる学生やボール遊びに興じる学生がいる。

2. 校舎等施設の整備計画

現在、看護学部の教育研究に供する建物の概要は次のとおりである。一般教室として使用する教室は、30 人収容の小規模教室を 8 室、63 人収容の中規模教室を 4 室、120 人

収容の大規模教室を4室保有する。各領域（基礎看護学／母性小児看護学／成人老年看護学／在宅看護学）の実習室4室、個人研究室32室、その他として助手研究室（共同）・準備室・更衣室等も設置している。これらの実習室には各種実験・実習用機器備品やAV機器を整備し、学生が先端の看護学を効果的に学習できるよう努めている。

情報処理及び語学の学習のための施設は特に設けないが、学生全員にパーソナルコンピュータ（PC）を持たせ、一般教室等において授業や予習復習ができるようにしている。体育施設は、2号館3階に体育館（359㎡）を設置し体育の授業に活用している。

これら看護学部の施設・校舎のうち、博士課程では、既存の修士課程と併せて30人収容の小規模教室を3室（45.51㎡、45.80㎡、43.9㎡）、院生研究室として、修士課程（博士前期課程）学生の共同研究室1室（51.68㎡、）と博士後期課程学生の共同研究室1室（22.26㎡）、博士前期・後期課程共用の研究室1室（15.04㎡）を設ける【資料10-1】。

大学院学生用教室には、講義用プロジェクター、スクリーン、パソコンを整備し、大学院学生研究室には、各人の専用机、共用机、パソコン、プリンター、ロッカー等を整備する。

以上の施設、設備の整備計画により、看護学研究科博士課程として十分な教育水準を確保し、充実した教育を展開することが可能である。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書の整備状況と整備計画の適切性について

令和5年1月末現在の図書等の整備状況は以下のとおりであり、看護系単科大学である本学の蔵書の大半は看護系・医学系である。

1) 図書・雑誌（電子ジャーナル含む）数

和書（冊）	洋書（冊）	和雑誌	洋雑誌
41,425	914	1,706	9

2) 視聴覚資料

933点

3) 整備計画

本学は、京都市立看護短期大学の教育資産を承継して4年制大学となった看護系単科大学であり、本学の蔵書の大半は看護系・医学系となっている。今後も継続して看護系・医学系関連の書籍及び洋書を重点に計画的に購入して行く。

(2) デジタルデータベース、電子ジャーナルについて

博士課程開設に向けては、現在の電子ジャーナル、洋雑誌で概ね対応可能である。しかし、災害看護に関する雑誌がやや少ないため、日本災害看護学会の組織会員に加入することで、必要な情報や雑誌を入手できると考えている。

また、海外論文の入手については、看護学分野の主要な学術誌や、エビデンスに基づくケアシート、クイックレッスンなどの全文情報を収録している CINAHL Complete を導入する。【資料 10-2】

(3) 図書館について

開館時間は、平日は 9 時から 19 時 00 分までを基本とし、学生の在学状況により 21 時 00 分まで開館し、授業のある土曜日は 9 時から 18 時までの開館としている。図書館 (268.35 m²) には、80 席の閲覧座席数を整備予定し、レファレンスに対応する場としてインターネットの利用環境を整えたパソコンを設置した情報検索コーナー、図書等の閲覧の他にビデオカセットや DVD ビデオの視聴ができるよう視聴覚資料が整備されている。

(4) 他の大学図書館等との協力について

他大学図書館との協力については、国立情報学研究所の ILL 文献複写等相殺サービスへ加入、日本看護図書館協会へ加入及び大学コンソーシアム京都の図書館共同事業の共通閲覧システムへ加入しており、学内外ともに図書の調達が可能である。本学図書館に所蔵のない文献や書籍、医学・医療関連の学術情報に関して、各種研修や文献利用の相互協力を推進している。

⑪ 管理運営及び事務組織

本学大学院の教育研究における管理運営は、京都看護大学大学院学則第 8 条に基づき設置される大学院委員会が京都看護大学大学院委員会規程に則り行っている。大学院委員会の構成員は授業科目を担当する専任の教員であり、学長が議長と定められている。

また、大学院委員会の審議事項については、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとして定められている。

- ① 研究及び教育に関する事項
- ② 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- ③ 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- ④ 学位に関する事項
- ⑤ 教員組織に関する事項
- ⑥ 学則の変更に関する事項
- ⑦ その他研究科に関する重要事項

上記に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができるとし、その事項を「京都看護大学の教育研究に関する重要な事項について」【資料 11-1】において下記の通り定めている。

- ① 教育及び研究の基本方針に関する事項
- ② 教育に関わる規程に関する事項
- ③ 教育研究活動の成果向上及び改善を図るために必要な事項
- ④ 教育課程及び授業・試験に関する事項
- ⑤ 学生の入学・編入学・退学・休学・転学・留学・除籍・再入学・復学・卒業・学位授与等に関する事項
- ⑥ 学生の生活・補導及び賞罰に関する事項
- ⑦ 学則第 2 条に規定する点検及び評価に関する事項

事務組織及び学生の厚生補導體制については、学部及び研究科一体の運用であり専任職員が業務分担により遂行している。

⑫ 自己点検・評価

1) 実施方法

本学では、京都看護大学学則第 2 条及び京都看護大学大学院学則第 2 条に基づき、大学及び大学院における教育・研究活動について、自己点検・内部質保証委員会が教育の理念や目的に照らし、教育研究活動及び組織運営ならびに施設設備の状況について状況を点検、評価し、自己点検・評価を恒常的に実施し、改善の推進を図っている。自己点検・評価は「京都看護大学内部質保証に関する方針」【資料 12-1】に基づき、科目別（科目レベル）では学期ごとに、学部・研究科（教育課程レベル）では毎年、大学（機関レベル）では 3 年ごとに実施している。

2) 実施体制

全学的な自己点検・評価を実施する組織として自己点検・内部質保証委員会が設置され、自己点検・評価等の基本方針の策定、実施に関する事項を定めている。この基本方針に基づき、各種委員会が教育・研究活動、委員会活動、学生支援体制、組織運営ならびに施設設備等について、アセスメントポリシー及び公益社団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価項目、一般財団法人日本看護学教育評価機構の看護学分野別評価項目に沿って点検・評価を行い、自己点検・内部質保証委員会が年度単位で取りまとめている。

年度単位で作成された自己点検・評価結果は学長に報告され、改善が必要であると学長が判断した事項については、自己点検・内部質保証委員会に改善の実施が求められる。

改善の実施を求められた事項については、自己点検・内部質保証委員会より、各種委員会組織の長へ通達し、各種委員会において当該事項に関する改善計画が立案され、その結果が自己点検・内部質保証委員会から学長に報告される体制となっている。また、本学の教育研究活動についての戦略的な意思決定や改善活動を支援し、教育の質保証を推進することを目的とし、自己点検・評価のための情報収集・整理・調査・分析等は令和元（2019）年度に設置した IR 室が担当している。

京都看護大学学修成果の評価に関する方針(アセスメントポリシー)【資料 12-2】

京都看護大学大学院学修成果の評価に関する方針(アセスメントポリシー)本文 p10 参照

3) 結果の活用・公表及び評価項目

自己点検・評価結果は、教授会や大学院委員会、各種委員会で報告され、大学（機関レベル）での改善計画が、学部・大学院（教育課程レベル）、科目毎（科目レベル）で具現化することで改善活動の PDCA サイクルを回し、教育の質保証に努めている。

自己点検・評価報告書や機関別認証評価における自己点検評価書は、大学HPに公開されており、学外のステークホルダーも常時閲覧可能となっている。なお、これまでの自己点検・評価報告書は学部を中心に作成していたため、今後は大学院研究科に関する質保証についての点検及び評価も同様に記述する。

⑬ 情報の公表

本学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上させるため、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）に基づき、教育や研究にかかわる主要なデータをまとめて、本学のホームページ上で常時閲覧できるよう公開している。公開情報は、毎年9月に前年度データを反映した情報へ更新を行うこととしている。

具体的には、本学のホームページ (<https://www.kyotokango.ac.jp/>) において以下の項目に対応し、該当する情報にリンクさせている。

1) 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること

URL : https://www.kyotokango.ac.jp/pdf/disclosure/dp_cp_ap.pdf

リンク： ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 1.大学の教育研究上の目的に関すること > DP、CP、AP（大学院）

2) 教育研究上の基本組織に関すること

URL : https://www.kyotokango.ac.jp/pdf/graduate_school.pdf

リンク： ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 2.教育研

究上の基本組織に関すること > 大学院について

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 8. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 9. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 10. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

10) その他

(1) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

URL : https://www.kyotokango.ac.jp/pdf/k/k_daigakuin_rishu.pdf

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 7. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関すること > 大学院履修モデル

(2) 学則等各種規程

URL : https://www.kyotokango.ac.jp/pdf/f/f_daigakuin_gakusoku.pdf

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報 > 京都看護大学学則等 諸規定 > 京都看護大学 大学院学則

(3) 設置計画履行状況等報告書

URL : https://www.kyotokango.ac.jp/pdf/ninka/ninka_joukyou_01_05.pdf

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 設置認可申請情報 > 設置計画履行状況等報告書 > 大学院設置に係る設置計画履行状況報告書 (令和元年5月)

(4) 自己点検

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 自己点検評価

(5) 評価報告書

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 大学機関別認証評価

(6) 認証評価の結果

URL : <https://www.kyotokango.ac.jp/about/disclosure/>

リンク : ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 大学機関別認証評価

1 1) 大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準

URL : https://www.kyotokango.ac.jp/pdf/graduate/mt_examination.pdf

リンク : ホーム > 大学院 > 大学院概要 > 看護学研究科 修士論文
審査要領 > 看護学研究科 修士論文審査要領

⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、教育内容及び手法の改善や工夫、教員・職員の資質向上に繋がるよう、大学・大学院共通に以下のように取り組んでいる。

1. 授業評価

1) 在学生評価

各科目における学修成果の点検・評価のフィードバックについては、前期、後期の最終講義修了後に教務部門が実施している「授業評価のアンケート」結果を活用している。アンケート内容は、学生自身の学修姿勢を振り返る項目と学修内容の理解、学生の関心や意欲向上に関する項目、教員の授業のすすめ方を含めた指導方法に関する項目から構成されており、評価は 5 件法である。さらに、授業の良かったところ・継続してほしいところ、授業の改善点・提案内容についての自由記述欄を設けて授業改善の資料として活用している。「授業評価アンケート」の結果は科目担当者全員にデータとして渡され、教員はこの結果を受けて、授業方法の改善策を改善計画にまとめ、教務部門に提出の上、次回の授業運営への取組みや改善に反映している。学生の学修行動や成長過程などをより具体的に把握し学修支援に活用していくこと、学生・教員ともども授業への自覚と責任をより高めアンケート集計結果の信頼性を高めていくことを目的として、令和元（2019）年度より記名式へと変更している。

「授業評価のアンケート」結果は、教員個人の授業改善に活用することと併せて、学生の学修状況と共に教務委員会で検討を重ね、カリキュラム改善にも活用している。

2) 卒業生・修了生評価

本学では、学部を卒業した看護職者が卒業 1 年を経過した時点において看護専門職として社会に貢献できる人材として成長しつつあるのかを自己評価で確認し、本学の教育の質改善の基礎資料とするために「卒業後調査」を実施している。また、大学院修士課程では、修了学年末に入学から修了までをとおした項目による修了前調査を実施している。

調査結果を集計・分析し教員会議並びに大学院委員会で共有した後に、大学全体の自己点検委員会で内容を詳細に検証し、教育課程の改善に活用している。

3) 学部卒業生の雇用先からの学部卒業生に対する評価を調査

本学の卒業生を受け入れた雇用先への調査は、2019 年度より 1 年おきに実施している。この調査に含まれる、本学卒業生の「看護師のクリニカルラダー・レベル I の目標修得度」に関する問いは、特に専門科目の講義・演習・実習内容の評価につながるもので、ディプロマポリシーの到達状況を確認するものである。大学での調査実績を踏まえて、今後は、大学院修了者雇用先への調査も検討する。

この調査に加え、毎年、実習終了後に開催している臨地実習協働運営交流会では、実習施設より当該年度の実習に関連した教育プログラムへの意見も聴取している。この臨地実習協働運営交流会には、学部の実習先に併せて、研究科保健師コースの実習施設にも参加してもらっている。

2. 研修会等

本学では、以下の研修等の取り組みにより教育職員・事務職員の能力の向上に取り組んでいる

1) 新任教員研修

- ① 実施体制：企画 FD・SD 委員会
- ② 研修の対象者：新任から着任 3 年以内の教員
- ③ 実施計画：新任教員が大学コミュニティを理解し、適切な教育実践を遂行できるようになるため、毎年、年度はじめに新任教員研修【資料 14-1 表 1】を行っている。2020 年度からは、新任教員のみならず着任 3 年以内の教員にも受講できるようにした。また、新任教員のサポートは、領域内の教員が適宜行っている。

2) FD・SD 研修会

- ① 実施体制：企画 FD・SD 委員会
- ② 研修の対象者：教育職員・事務職員
- ③ 実施計画：教育の質向上等に関連したテーマを設定し、教員が話題を提供する研修会、外部講師を招聘した研修会、ワークショップやグループディスカッション形式を取り入れた研修会を実施している。事務職員にも計画的に参加を促し、看護大学職員として、看護を取り巻く課題や最新状況等を共有している。相互啓発が、教員・事務職員としての意識を喚起する効果として期待している。令和 4 年度の取り組みは【資料 14-1 表 2】のとおり。

3) 外部研修会

- ① 実施体制：企画 FD・SD 委員会
- ② 研修の対象者：教員、職員

- ③ 実施計画：学外で開催される研修会への参加も積極的に推進しており、研修会費用は大学が負担している。希望者の申し出により教員は学長、事務職員は所属長の下、業務に必要な学外の研究会に参加している。特に、公益社団法人大学コンソーシアム京都が開催する SD プログラムを活用し、事務職員の派遣や SD フォーラムや共同研修プログラムへの参加を通して SD 活動を推進している。

4) 臨地実習協働運営交流会

- ① 実施体制：企画 実習調整委員会、FD・SD 委員会
- ② 研修の対象者：教員、職員
- ③ 実施計画：臨地実習施設の臨床指導者と、臨地実習時の学生指導や実習方法などに関する課題の共有や解決策の策定を協議する場で、毎年開催し、臨地実習施設と連携して、より効果的な臨地実習の在り方について検討している。この、「臨地実習協働運営交流会」では、本学教授や外部講師によるセミナーなどを開催し、臨地実習施設の看護職などにも教育機会の提供を行うと共に、本学教員の実習指導能力の向上を図る仕組みとしている。また職員にも参加を促し、看護大学職員として看護を取り巻く環境などを学習する機会としている。過去の取り組みは【資料 14-1 表 3】のとおり。

5) 研修日制度

- ① 実施体制：企画 総務部
- ② 研修の対象者：教員
- ③ 実施計画：当制度は、1 週間に 1 日、研修日を申し出ること、教員は、必要な看護実践活動を行うことが出来る。この制度により教員は、スキルの維持として専門・認定資格の更新に必要な看護実践・教育研究活動を支援する制度として活用している。